

令和7年度

桶川市立加納小学校

# PTA総会資料



## 総会次第

議事

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 令和6年度活動報告                      |
| 第2号議案 | 令和6年度会計報告 及び 監査報告              |
| 第3号議案 | 令和7年度役員選出・承認                   |
| 第4号議案 | 令和7年度活動計画                      |
| 第5号議案 | 令和7年度予算                        |
| 第6号議案 | 細則・防犯パトロール要項<br>PTA活動についての一部改正 |

その他

# 令和6年度 活動報告

月	日	主な活動内容	月	日	主な活動内容
<b>桶川市PTA連合会</b>			<b>校外補導部</b>		
通年	4	17	4	24	新旧役員会
	5	11	5	10	PTA総会(書面決議)
	5	22	10	16	「校外補導部役員選出の場へのご参加のお願い」配付(就学児健康診断時)
	6	20	11	28	持久走大会安全協力
	7	15・16	12		次年度校外補導部役員選出の日程・場所等の決定
	8	3	1		「次年度校外補導部役員選出について」配付・HP掲載依頼
	12	20	2	5	新入学児童保護者説明会
	1	18	2~3		・新入生地区調査
	2	2			・新年度通学班編成(通学班ファイル記入)
					・新入生への新通学班のお知らせ、下校班編成
					次年度役員選出、地域防犯協議会
					・各地区にて次年度役員選出、顔合わせ
		3		次年度役員名簿提出、各地区引き継ぎ	
		3	19	新旧役員会	
		通年		毎月「だいおうまつ」を地域防犯推進委員へ配付	
				地区ごとに安全活動、月1回の下校見守り活動	
				各地区の指定場所にて月1回の旗振り活動	
<b>執行部</b>			<b>卒業対策部</b>		
通年	4	24	4	24	新旧役員会
	5	10	5	10	PTA総会(書面決議)
	5	11	6	28	第1回打ち合わせ
	5	25	7	12	1学期会計監査
	6	20	7	15・16	祇園祭巡回指導
	7	15・16	10	11	市内体育大会協力
	9	26	10	26	第2回打ち合わせ
	10	16	12	13	2学期会計監査、第3回打ち合わせ
	12	20	12	20	記念品発注
	1	18	1	31	メッセージカード回収
	2	2	2	3	花発注
	2	5	3	3	記念品納品
3	19	3	6	第4回打ち合わせ	
		3	14	3学期会計監査	
		3	19	新旧役員会	
		3	21	卒業式準備	
		3	23	花受取り	
		3	24	卒業式	
		通年		卒業記念品候補選出	
				各手紙の作成	
				記念品作成	
<b>巡回指導部</b>			<b>青少年育成部</b>		
通年	4	24	4	24	新旧役員会
	5	10	5	10	PTA総会(書面決議)
	6	6	5	19	青少年健全育成市民会議総会
	7	15・16	7	3	非行防止キャンペーン
	11	3	7	15・16	祇園祭巡回指導
3		7	20	市P連レクリエーション大会準備	
3	19	8	3	市P連レクリエーション大会	
		8	20	学校保健委員会	
		11	17	桶川市青少年健全育成市民大会	
		2	1	PTA全員研修会前日準備	
		2	2	PTA全員研修会	
		3	19	新旧役員会	
		通年		研修委員会	
<b>環境部</b>			<b>その他</b>		
通年	4	24	8	20	学校保健委員会(各専門部部長)
	5	10			
	5	24			
	7	22~26			
	8	20~22			
	3	19			
					環境整備活動

# 令和6年度

# PTA会計報告書

加納小学校PTA

期間:令和6年4月1日 ~令和7年3月31日

## 1. 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	収入額	増減	備考
前年度繰越金	768,368	768,368	0	PTA会費等
会費	1,058,000	980,700	△ 77,300	家庭数231教職員24
受取利息	0	85	85	
雑収入	0	4,306	4,306	北部P連返金
<b>合計</b>	<b>1,826,368</b>	<b>1,753,459</b>	<b>△ 72,909</b>	

## 2. 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増減	備考	
運営費	通信費	15,000	11,762	3,238	手数料 送料 ソフト利用料
	消耗品費	80,000	50,734	29,266	防犯腕章 事務用品 日用品 等
	印刷費	100,000	15,000	85,000	インク コピー用紙 等
	備品費	100,000	138,849	△ 38,849	職員室カーテン 竹箒 テント 等
	会議費	5,000	0	5,000	会議に於ける費用
	委託費	250,000	176,000	74,000	環境整備 運動会警備
	慶弔費	50,000	48,874	1,126	離任職員記念品 弔慰金
	渉外費	50,000	33,880	16,120	外部交際費
	分担金	30,000	21,690	8,310	県・市PTA連合負担金
	保険料	35,000	23,630	11,370	保険掛金
活動費	校外補導部費	5,000	300	4,700	活動に要する費用
	青少年育成部費	5,000	100	4,900	活動に要する費用
	卒業対策部費	5,000	990	4,010	活動に要する費用
	環境部費	5,000	2,242	2,758	活動に要する費用
	厚生活動費	155,000	80,327	74,673	サークル・学校応援団活動費
	研修費	5,000	0	5,000	P連関係交通費 等
	予備費	231,368	0	231,368	
児童福祉費	250,000	190,400	59,600	運動会記念品 卒業関係 等	
雑費	0	0	0		
小計	1,376,368	794,778	581,590		
周年事業積立金	250,000	250,000	0	周年事業積立	
備品購入積立金	200,000	0	200,000	PTA購入品修繕費	
小計	450,000	250,000	200,000		
<b>合計</b>	<b>1,826,368</b>	<b>1,044,778</b>	<b>781,590</b>		

※「備品購入積立金」については、特定目的の計画的な積立ではなく資金が留保されている状態でした。

予算の柔軟性を高めるため、令和7年度より「備品修繕費」へ科目変更いたします。

## 3. 残高の部

収入額 1,753,459 - 決算額 1,044,778  
708,681 円 は次年度へ繰り越します。

上記監査の結果、相違ないことを認めます。

令和7年3月21日

監事

監事

※原本には、押印をいただいております。

※個人情報保護のため氏名を掲載しておりません。配付した総会資料でご確認ください。

## 第3号議案

### 令和7年度 P T A役員名簿

※個人情報保護のため氏名を記載しておりません。配付した資料をご確認ください。

#### 1. 顧問名簿

#### 2. 執行部名簿

#### 3. 巡回指導部名簿

※個人情報保護のため氏名を記載しておりません。配付した資料をご確認ください。

#### 4. 校外補導部名簿

※個人情報保護のため氏名を記載しておりません。配付した資料をご確認ください。

## 5. 環境部名簿

※個人情報保護のため氏名を記載しておりません。配付した資料をご確認ください。

6. 青年育成部名簿

7. 卒業対策部名簿

## 令和7年度 活動計画

月	主な活動内容	月	主な活動内容
<b>桶川市PTA連合会</b>		<b>校外補導部</b>	
3	新・旧会長・校長合同会議	3	新旧役員会
5	定期総会	5	PTA総会(書面決議)
	市P連 懇談会	10	「校外補導部役員選出の場へのご参加のお願い」 配付(就学児健康診断時)
9	家読コンクール審査会	11	持久走大会安全協力
2	PTA全員研修会、家読表彰式	12	次年度校外補導部役員選出の詳細決定
		2	新入学児童保護者説明会
		2~3	次年度役員選出・防犯推進委員さんとの懇談
通年	会長会議、会長・校長合同会議 常任理事会 全員研修会会議 北部会議 放課後子供教室事業運営委員会 学校給食運営委員会 桶川市図書館協議会	通年	毎月「だいおうまつ」を地域防犯推進委員へ配付 地区ごとに安全活動・月1回の下校見回り活動 各地区の指定場所にて月1回の旗振り活動 (LINE Worksで活動報告)
<b>執行部</b>		<b>卒業対策部</b>	
3	新旧役員会	3	新旧役員会
5	PTA総会(書面決議)	5	PTA総会(書面決議)
	市P連PTA総会	6	卒業対策予算案作成
	運動会協力	7	1学期会計監査
2	PTA全員研修会	10	市内体育大会安全協力
	新入学児童保護者説明会	12	2学期会計監査
		3	3学期会計監査
通年	役員会の開催・準備 研修会・講演会に参加 学校運営協議会 放課後子供教室事業運営委員会	通年	卒業対策打ち合わせ会議 卒業記念品候補選出 各手紙の作成 記念品作成
<b>青少年育成部</b>		<b>巡回指導部</b>	
3	新旧役員会	3	新旧役員会
5	PTA総会(書面決議)	5	PTA総会(書面決議)
7	非行防止キャンペーン	6	巡回指導委員連絡会議
7~8	カーテン洗い		巡回指導委員委嘱式及び研修会
8	学校保健委員会	7	祇園祭巡回指導 ※変更の可能性有り
11	非行防止キャンペーン	9	巡回指導委員連絡会議
3	体育館清掃(卒業式前)	11	市民まつり非行防止キャンペーン
		3	巡回指導員連絡会議
			巡回指導員証返却
通年	奇数月の下校時見守り活動 (LINE Worksで活動報告)	通年	月2回の街頭指導・月1回報告書提出
<b>環境部</b>			
3	新旧役員会	通年	環境整備活動(活動日に報告書作成)
5	PTA総会(書面決議)		
	運動会前日準備		
7~8	カーテン洗い		
		<b>その他</b>	
		8	学校保健委員会(各専門部部長)

# 令和7年度

# PTA会計予算

加納小学校PTA

## 1. 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考
前年度繰越金	708,681	768,368	△ 59,687	
会費	1,016,400	1,058,000	△ 41,600	家庭数219教員数23
受取利息	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
合計	1,725,081	1,826,368	△ 101,287	

## 2. 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考	
運営費	通信費	25,000	15,000	10,000	手数料 送料 ソフト利用料等
	消耗品費	40,000	80,000	△ 40,000	事務用品 日用品 等
	印刷費	100,000	100,000	0	インク コピー用紙等
	備品費	150,000	100,000	50,000	PTA備品 テント等
	備品修繕費	200,000	200,000	0	備品に関する修繕費
	会議費	5,000	5,000	0	会議に関する費用
	委託費	250,000	250,000	0	環境整備 運動会見回り等
	慶弔費	50,000	50,000	0	離任職員記念品 弔慰金
	渉外費	50,000	50,000	0	外部交際費
	分担金	30,000	30,000	0	市PTA連合負担金
	保険料	35,000	35,000	0	保険掛金
活動費	校外補導部費	5,000	5,000	0	活動に関する費用
	青少年育成部費	5,000	5,000	0	活動に関する費用
	卒業対策部費	5,000	5,000	0	活動に関する費用
	環境部費	5,000	5,000	0	活動に関する費用
	厚生活動費	155,000	155,000	0	サークル・学校応援団活動費
	研修費	5,000	5,000	0	P関係交通費等
	予備費	210,081	231,368	△ 21,287	
児童福祉費	250,000	250,000	0	運動会記念品 卒業関係	
雑費	0	0	0		
小計	1,575,081	1,576,368	△ 1,287		
周年事業積立金	150,000	250,000	△ 100,000	周年事業積立	
小計	150,000	250,000	△ 100,000		
合計	1,725,081	1,826,368	△ 101,287		

※令和6年度において「備品購入積立金」は、特定目的の計画的な積立ではなく資金が留保されている状態でした。予算の柔軟性を高めるため、令和7年度より「備品修繕費」へ科目変更いたします。

## 桶川市立加納小学校 PTA 会則

### 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は桶川市立加納小学校 PTA と称し、事務局を桶川市立加納小学校

[埼玉県桶川市坂田 883 番地]におく。

### 第2章 目的及び事業

第2条 本会は保護者と教師が協力して教育の成果を上げ、児童の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡。
2. 児童の生活の補導及び生活環境の向上。
3. 学校の環境施設整備の充実。
4. 会員相互の親睦を深めるとともに、教養の向上の研修。
5. その他、目的達成に必要な活動

### 第3章 会員

第4条 本会の会員は本校在籍児童の保護者と教職員がなることができる。また、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

### 第4章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 監事 若干名
5. 参与 1名

第6条 本会の役員選出は、次の通りとする。

1. 会長・副会長は、執行部員の互選により選出し、執行部会で協議を経て、総会にて承認を得る。但し、副会長 1 名については教頭をこれにあてるものとする。
2. 理事・監事は、会員の互選により選出し、執行部会での協議を経て、総会にて承認を得る。
3. 監事は、他の役員を兼ねることができない。
4. 参与は、学校長をもってこれにあたる。

第7条 役員の内任期は 1 年とし、再任を妨げない。また、補欠の役員任期は前任者の在任期間とする。

第8条 役員の内任期は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、各種業務毎に会長を補佐し、その職務を代行する。
3. 監事は、会務及び会計を監査する。
4. 理事は、庶務を担当し、会計事務を処理し財産の管理をし、会議の議事並びに、この会の重要事項を記録し、書類の保管に当たる。また会議に出席し意見を述べることが出来る。
5. 参与は、この会の活動に参画し、学校との調整を図る。

第9条 本会に顧問を置くことができる。会長がそれを委嘱する。

### 第5章 専門部

第10条 本会は第2条の目的を達成する為、並びに第3条の活動を推進する為に、必要に応じて専門部を置く。必要事項については細則で定める。

第11条 各専門部の設置数及び人数については、その年度の PTA の構成や活動方針によって決めることができる。改編については、役員会での協議を経て、総会で承認を得る。

### 第6章 会議

第12条 本会の会議は、次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会
3. 執行部会
4. 専門部会

第13条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。総会は次の通り開催する。

1. 総会は定期総会、及び臨時総会とする。
2. 定期総会は毎年 4～5 月に開催する。臨時総会は、会長・副会長より要求があったとき、あるいは、会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき開催する。
3. 総会の定数は、会員の過半数とする。ただし、委任状は定足数に含める。
4. 総会の議決事項は、総会出席会員の過半数をもって決定する。
5. 書面による議決をもってこれにかえることができる。

第14条 総会は次の事項について審議する。

1. 事業報告及び事業計画の承認
2. 予算及び決算の承認
3. 役員の内承認
4. 会則の改正
5. その他重要事項

第15条 役員会は次の通りとする。

1. 役員会は総会に次ぐ議決機関で、役員・専門部員で構成する。
2. 役員会は会長が必要と認めるとき、役員会の3分の1以上の請求があったときに開催する。
3. 役員会の定足数ならびに議決については、第13条3項4項を準用する。

第16条 執行部会は次の通りとする。

1. 執行部会は執行部員をもって構成され、各専門部以外の事務を処理し、かつ、専門部の連絡調整をはかり、総会及び、役員会に提出する議案を調整する。
2. 執行部会は会長・副会長が必要と認めるとき、構成員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
3. 執行部会は構成員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。
4. 緊急を要する事項が生じた場合は、執行部会をもって総会審議事項を処理することができ。ただし、次の総会に報告承認を得なければならない。
5. 執行部員の任期は2年とする。

第17条 専門部会は必要に応じて各部ごとに召集し、担当事業の計画及び執行にあたる。

#### 第7章 会計及び経理

第18条 本会に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

会費は月額350円とする。また、その月の1日に在籍した会員がこれを納める。

第19条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、やむをえない場合は執行部会の議を経て予算を補正することができる。

第20条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

#### 第8章 細則

第22条 本会の運営に関して必要な細則は、本会の会則に反しない限りにおいて執行部会の議決を経て定める。

1. 執行部会は細則を制定、若しくは改廃した場合は第11条の手続きを準用する。

#### 第9章 会員の個人情報取り扱いについて

第23条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報取得や利用・管理について「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

#### 第10章 改正

第24条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

#### 第11章 設立

第25条 本会の設立は、昭和60年5月9日とする。

#### 第12章 附則

この会則は、令和元年5月17日から適用する。

令和2年6月25日 一部改正

令和3年5月14日 一部改正

令和5年5月12日 一部改正

## 桶川市立加納小学校 PTA 細則

第1条 この細則は桶川市立加納小学校 PTA 会則第5章第10条及び、第8章第22条に基づき、必要事項を定めることを目的とする。

第2条 PTA 会則第5章第10条の専門部については次の通りとする。

1. 卒業対策部
2. 校外補導部
3. 青少年育成部
4. 巡回指導部
5. 周年事業実行委員会 (2032年まで活動なし)
6. 環境部

第3条 専門部の役員選出は、次の通りとする。

1. 卒業対策部員は6学年の保護者の互選により選出する。
2. 校外補導部員は地区毎に保護者の互選により、1名ないし2名選出する。また、定数割合は、児童数10名以下は1名、11名以上は2名とする。
3. 巡回指導部員は2～5学年の保護者の互選により、選出する。
4. 周年事業実行委員は周年事業の前年に委員長及び事務局長より選出する。その他の役員については、保護者の互選により選出する。

第4条 役員以外の専門部員は保護者の互選により選出された者がこの任に当たる。

第5条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。また、巡回指導部員の任期は2年から1年に変更、周年事業実行委員の任期は1年8か月とする。

第6条 役員の任務は次の通りとする。

1. 巡回指導部を除く各専門部において、部員の互選により、部長・副部長・書記・会計を選出する。
2. 部長は活動内容を総括し、副部長は部長を補佐することとする。書記は重要書類を記録し、書類を保管し庶務に当たる。会計は、会計事務を処理し、財産を管理する。

第7条 各専門部の活動はそれぞれ次の通りとする。

1. 卒業対策部
  - ① 卒業に関する協力・企画・運営に関すること。
  - ② その他必要事項。
2. 校外補導部
  - ① 児童の生活補導、環境浄化に関すること。
  - ② 安全協力及び交通事故防止に関すること。
  - ③ 教育環境の整備、地域への広報活動に関すること。
  - ④ その他必要事項。
3. 青少年育成部
  - ① 成人教育に関すること。
  - ② 家庭教育に関すること。
  - ③ 非行防止に関すること。
  - ④ その他必要事項。

## 4. 周年事業実行委員会

- ① 周年事業に関する協力・企画・運営に関すること。
- ② その他必要事項。

## 5. 環境部

- ① 教育環境の整備をすること。
- ② その他必要事項。

第7条 各部の部長が必要と認めるときは、専門部会を招集できる。その議決決定事項は執行部に報告する。

第8条 参与は、管理ならびに会議に出席して意見を述べることができる。

第9条 次に掲げる項目については、別表1に定める基準による。

1. 旅費・手当て
2. 表彰及び報酬
3. 見舞金
4. 弔慰金
5. その他

別表1

区分	支出基準	金額
旅費・手当て	交通費	注1)
	手当	注2)
表彰及び報酬	本会活動に貢献し特に功績のあった者には、執行部の決議により記念品を贈る	注2)
	教職員転職者、退職者に対して記念品を贈る	注2)
弔慰金	会員及び児童の死亡	花乗1基又は生花 ¥10,000～20,000
	その他必要があるとき	注2)

注1)上限を1,000円とする。

注2)執行部員の協議により決定する。

第10条 慶弔に対する返礼はないものとする。

## 附則

この細則は昭和60年5月より施行する。

この細則は令和元年5月17日より改定施行する。

令和2年6月25日一部改定。

令和3年5月14日一部改定。

令和4年5月13日一部改定。

令和5年5月12日一部改定。

令和6年5月10日一部改定。

令和7年5月2日一部改定。

## 桶川市立加納小学校PTA個人情報取扱規則

### 第1章 目的

第1条 本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図る為、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### 第2章 責務

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### 第3章 管理者

第3条 本会における個人情報の管理者はPTA会長とする。

### 第4章 取扱者

第4条 本会における個人情報の取扱者は、役員とする。

### 第5章 秘密保持義務

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうるものができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第6章 収集方法

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### 第7章 利用

第7条 収集した個人情報は、次の為に利用する。

1. PTA役員・係活動・登校班等名簿の作成
2. 各種行事用名簿等の作成
3. PTA活動に関する連絡、及び文章の配布
4. 広報紙・会報誌への記載

### 第8章 利用目的による制限

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条も規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### 第9章 管理

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。

### 第10章 保管及び持ち出し等

第10条 個人情報(電磁的記録等含む)は、施錠できる場所へ保管する。個人情報を扱う電子機器等は、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で運用する。また、持ち出す場合は、パスワード管理含め、漏洩防止に努めることとする。

### 第11章 第三者提供の制限

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### 第12章 情報の開示

第12条 本会は本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、本人であることを確認の上これに応じる。

### 第13章 情報の漏洩

第13条 個人情報が漏洩等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

### 第14章 研修

第14条 本会はPTA役員に対し、個人情報の取扱いに関する留意事項について、定期的に教育等を実施するものとする

### 第15章 苦情の処理

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### 第16章 改正

第16条 本規則の改定は、総会においておこなう。

### 第17章 附則

この会則は、令和2年6月25日から適用。

令和5年5月12日 一部改正

# 桶川市立加納小学校PTA防犯パトロール実施要項

平成19年5月11日制定  
令和3年3月1日一部改正  
令和5年7月10日一部改正  
令和6年5月10日改正  
令和7年5月2日一部改正

## 1 防犯パトロールの目的

桶川市立加納小学校PTAは、安心して安全な地域を守ることを目的とし、保護者がお互いに協力連携し、子供を見守る活動を行う。

## 2 地域防犯協議会

地区ごとの開催とする。毎年2月～3月の次年度校外補導部役員選出の場へ、防犯推進委員の方々や区長さんにご参加いただき、危険箇所や改善要望等の情報共有を行う。協議会では、防犯パトロールの検証を行うと共に、各部門の情報を、共有・検討を行うものとし、必要に応じて、防犯パトロール実施要項の改正等を行う。改正の場合においては、会長若しくは執行部が起案し、協議会時に決議を行う。危険箇所等の情報共有を行い、必要に応じて桶川市を含む管轄へ改善をお願いする。

## 3 防犯パトロールの活動

### 【1】会員の安全活動

不審者から児童を守るため、校外補導部の定める地区において、地区内の保護者が相互に協力して行う活動とする。

#### ① 活動日時

毎月1回以上とし、活動日時については、各地区の保護者の事情等を考慮し、当該地区の校外補導部役員が決定する。

#### ② 活動場所

通学路及び地区内とし、1人で下校する児童に配慮した場所とする。

### 【2】保護者の自主的な安全活動

登下校時の安全を確保するため、保護者が通学班を児童とともに登下校する活動及び地区内で自主的に行う活動とする。

① 通学路を児童とともに登下校する活動。自転車または徒歩により行う。やむを得ず自動車を使用し登下校する場合は、児童が1人にならないように配慮する。

② 校区内で自主的に行う活動

防犯マップ等を活用して、児童の集まる場所及び公園等をパトロールする活動とする。

## 4 PTA校外補導部の安全活動

【1】学区内の安全確保の為、不審者情報があった場所、危険箇所及び安全を確保する必要がある場所等の検証を、定期的に行う活動とする。

《活動日時》 子供達の登下校時

【2】こども110番の家の継続確認等を定期的を実施する。

## 5 活動報告

防犯パトロールの活動に係る報告は、次の通りとする。

### 【1】地区会員の安全活動

各地区の校外補導部役員が実施した活動は、執行部に報告する。

### 【2】保護者の自主的な安全活動

保護者の児童の担任を通じて執行部に報告する。

### 【3】校外補導部の安全活動

防犯マップをもとに、部員の意見・感想を集約して執行部に報告する。

## 6 活動時の服装

防犯パトロールは、腕章又はベストを必ず着用して実施する。

## 7 防犯パトロール実施時の留意事項

不審者・危険箇所などを発見した場合は、学校・関係各所に報告する。  
また、緊急性の高い場合は、直ちに警察・関係各所に連絡する。

## 令和7年度PTA活動について（専門部）

### ◆校外補導部◆

#### ○次年度校外役員選出・通学班編成について

- ・1～2月に校外役員選出を兼ねて地区保護者の顔合わせをおこない、班長を中心に連絡方法の確認をする。この際、該当地区の防犯推進委員の方々や区長さんにも参加をお願いし、危険個所の確認や改善要望等の情報共有をおこなう。（令和6年度より防犯懇談会が廃止となったため）
- ・2月の新入学児童保護者説明会にて、新1年生を含めた次年度通学班の最終確認をし、通学班名簿を作成する。

#### ○転出・転入について

- ・担当地区の保護者より転出・転入の連絡があったら、通学班編成の修正をおこない、執行部校外担当へ報告する。

#### ○子ども110番の家について

- ・今年度は継続確認は実施しない。（次回は令和8年度実施予定）

#### ○持久走大会安全協力について

- ・詳細については2学期に執行部より連絡。当日は学校の指示のもと活動をおこなう。

#### ○月1回旗振り当番について

- ・LINE WORKSにて写真付きの報告をおこなう。（執行部より学校へ共有する。）

### ◆青少年育成部◆

#### ○学校保健委員会について

- ・原則全員参加とする。後日学校より日程連絡あり。（夏期休業中を予定）

#### ○カーテン洗いについて

- ・7～8月の夏季休業中に受取りと返却をおこなう。

#### ○下校時見守り活動

- ・5, 9, 11, 1月の各月1回月曜日におこなう。

#### ○体育館清掃

- ・卒業式前の3月におこなう。

### ◆卒業対策部◆

#### ○市内体育大会安全協力

- ・交代制で見守りを実施。

### ◆環境部◆

別途マニュアル参照

### ◆各部共通◆

- ・部長は学校保健委員会へ参加。退任後は永年部長免除とする。

### ◇巡回指導部◇

- ・桶川市の管轄となっているため、活動については市の方針に沿っておこなう。